

大阪市建築基準法施行条例

制 定 平成 12. 4. 1 条例 62

最近改正 令和 7. 12. 15 条例 55

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び法に基づく命令の例による。

(工事監理者の届出等)

第3条 建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（法第 12 条第 2 項の国の機関の長等を含む。）は、法第 5 条の 6 第 4 項の工事監理者を選任し、又は変更したときは、市規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長（指定確認検査機関の確認に係る建築物等にあっては当該指定確認検査機関）に届け出なければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の届出を受理したときは、速やかに、その旨を市長に通知しなければならない。

(耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物)

第3条の2 法第 53 条第 1 項第 2 号の規定により建築物の建蔽率の限度が 10 分の 8 とされている地域（防火地域を除く。以下「対象地域」という。）内の建築物で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 法第 53 条第 3 項第 1 号イに規定する耐火建築物等（以下「耐火建築物等」という。）

ア 建蔽率が 10 分の 8 を超える建築物（法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物（以下「特定敷地内建築物」という。）にあっては、10 分の 9 を超える建築物）

イ 建蔽率が 10 分の 6 を超え、10 分の 8 以下の建築物（特定敷地内建築物にあっては、10 分の 7 を超え、10 分の 9 以下の建築物。次号において同じ。）で、かつ、延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの

(2) 建蔽率が 10 分の 6 を超え、10 分の 8 以下の建築物で、かつ、延べ面積が 500 平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は法第 53 条第 3 項第 1 号ロに規定する準耐火建築物等（以下「準耐火建築物等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、その敷地が対象地域の内外にわたる建築物（その全部が対象地域内にあるものに限る。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する建築物 耐火建築物等

ア 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の8に代わる数値」という。）を超える建築物（特定敷地内建築物を除く。）

(ア) 10分の8に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「対象地域内敷地割合」という。）を乗じて得た数値

(イ) 法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度（当該対象地域外の地域又は区域内にある敷地の部分（以下「対象地域外敷地部分」という。）が同項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建蔽率の限度）に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

イ 建蔽率が10分の8に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の8に代わる数値に係る算出数値」という。）を超える特定敷地内建築物

ウ 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の6に代わる数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物を除く。）で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(ア) 10分の6に対象地域内敷地割合を乗じて得た数値

(イ) 法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度（次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる数値）に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 対象地域外敷地部分の全部が防火地域（法第53条第1項第2号の規定による建築物の建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。）にある場合 | 10分の6 |
| 対象地域外敷地部分が法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受け | 法第53条第2項の規定の例により算出した数値 |

| | |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| る地域（特定防火地域を除く。）又は区域 (以下「特定建蔽率制限地域等」という。) の2以上にわたる場合 | |
| 対象地域外敷地部分が特定防火地域及び特定 建蔽率制限地域等にわたる場合 | 特定防火地域内の建築物 の建蔽率の限度を10分の 6として法第53条第2項 の規定の例により算出し た数値 |

エ 建蔽率が10分の6に代わる数値に10分の1を加えた数値（以下「10分の6に代わる数値に係る算出数値」という。）を超える、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の特定敷地内建築物で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの

- (2) 建蔽率が10分の6に代わる数値を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物
(特定敷地内建築物にあっては、10分の6に代わる数値に係る算出数値を超え、10分の8に代わる数値に係る算出数値以下の建築物)で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの 耐火建築物等又は準耐火建築物等

- 3 前2項の規定は、法第61条第1項ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。
- 4 第1項及び第2項に規定する基準の適用上1の建築物であっても建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
- 5 建築物が対象地域の内外にわたる場合（建築物が対象地域と防火地域にわたるときを除く。）においては、その全部について前3項の規定を適用する。ただし、その建築物が対象地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。
- 6 建築物が対象地域と防火地域にわたる場合においては、第1項及び第3項の規定は適用しない。
- 7 前項の規定にかかわらず、建築物が対象地域と防火地域にわたる場合であって、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分につ

いて第2項から第4項までの規定を適用する。ただし、当該防火壁外の部分が対象地域の内外にわたる場合であって、その防火壁外の部分が対象地域外において当該防火壁以外の防火壁で更に区画されているときは、当該区画されている防火壁外の部分については、この限りでない。

(個室ビデオ店等に係る制限の附加)

第3条の3 法別表第1 (い) 欄 (4) 項に掲げる遊技場のうち、次に掲げる用途に供するもの（以下「個室ビデオ店等」という。）における客用に供する屋内に設ける階段及びその踊場（直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超える200平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以下の地階におけるものに限る。）の幅は、令第23条第1項の表の(4)の規定にかかわらず、90センチメートル以上でなければならない。

- (1) 個室（これに類する施設を含む。以下この項において同じ。）において、フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用して、映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) カラオケボックス
- (3) 個室において、インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (4) 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗

2 個室ビデオ店等における客用に供する廊下（令第119条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

| 廊下の種別 | 廊下の配置 | 両側に居室がある場合 | その他の場合 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------|------------|-----------|
| 居室の床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以下の（地階にあっては、30平方メートルを超える50平方メートル以下の）の階におけるもの | | 90センチメートル | 90センチメートル |

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下（地階にあっては、50 平方メートルを超える 100 平方メートル以下）の階におけるもの又は 3 室以下の専用のもので居室の床面積の合計が 200 平方メートル（地階にあっては、100 平方メートル）を超える階におけるもの | 120 センチメートル | 90 センチメートル |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|

- 3 個室ビデオ店等の用途に供する階（避難階及び令第 121 条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けるものを除く。）における居室の床面積の合計が 30 平方メートルを超える場合にあっては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。ただし、その階の居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超えて、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階でその階の居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超えないものについては、この限りでない。
- 4 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定について、同項ただし書中「100 平方メートル」とあるのは「200 平方メートル」とする。
- 5 第 3 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第 120 条に規定する歩行距離の数値の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。
- 6 個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物の避難階における屋外への出口は、次に定めるところによらなければならぬ。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が 250 平方メートル以下の建築物の避難階における屋外への出口については、この限りでない。
- (1) 2 以上設けること
 - (2) 幅は 90 センチメートル以上とすること
 - (3) 戸は、内開きとしないこと
 - (4) 屋外への出口（令第 125 条第 1 項の出口を除く。）にあっては、道又は公園、広

場その他の空地に通ずる幅員が 90 センチメートル（2 以上の屋外への出口が共用する場合にあっては、1.5 メートル）以上の通路に面すること

- 7 前各項の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する階のうち令第 129 条第 1 項の規定の適用を受けるもの又は個室ビデオ店等の用途に供する部分を有する建築物のうち令第 129 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるもの若しくは当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下であるものについては、適用しない。

(道路の位置の指定に伴う標識の設置)

第 4 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該道路が同号の規定による指定を受けた道路である旨の標識を設置しなければならない。

(私道の変更又は廃止)

第 5 条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかにその旨を公示し、かつ、当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定)

第 5 条の 2 法第 56 条の 2 第 1 項の条例で指定する区域は、次の表の（あ）欄の各項に掲げる地域のうち当該地域に関する都市計画において同表の（い）欄の当該各項に掲げる建築物の容積率が定められた区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 9 号に掲げる臨港地区及び同法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区を除く。）とし、法第 56 条の 2 第 1 項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表の（あ）欄の各項の区分に応じて同表の（う）欄の当該各項に定める高さとし、同条第 1 項の条例で指定する号は、同表の（あ）欄及び（い）欄の各項の区分に応じて同表の（え）欄の当該各項に定める号とする。

| (あ) | (い) | (う) | (え) |
|-----------------------------------------------------|---------|------------|-----------------|
| 地 域 | 建築物の容積率 | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4 (に)欄の号 |
| 第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域 | 10分の20 | 4メートル | 二の項の (二)の号 |
| | 10分の30 | | 二の項の (三)の号 |
| 第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域 | 10分の20 | 4メートル | 三の項の (二)の号 |
| 準工業地域（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定に基づく免許又は承認に係る埋立区域を除く。） | 10分の20 | 6.5メートル | 三の項の (二)の号 |

(台帳記載事項証明書等の交付)

第5条の3 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）

第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書又は規則第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写し（以下「台帳記載事項証明書等」という。）の交付を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(手数料)

第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあっては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。）

- (1) 建築物に係る確認申請等に対する審査（次号に掲げるものを除く。） 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う同項各号に掲げる確認審査又は法第18条第5項各号に掲げる

審査（以下これらを「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査 1 件につき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

（3）建築設備に係る確認申請等に対する審査 1 件につき、別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額

（4）工作物に係る確認申請等に対する審査 1 件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 21,000 円

イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合

12,000 円

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 10 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない建築物（建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項後段又は第 12 条第 2 項ただし書若しくは第 3 項後段の規定の適用を受ける要確認特定建築行為等（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為及び建築物省エネ法第 12 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為をいう。以下同じ。）であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当するものに係る建築物に限る。別表第 4 において同じ。）に係る前項第 1 号又は第 2 号に掲げる確認申請等に対する審査については、同項第 1 号又は第 2 号に定めるもののほか、1 件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、当該確認申請等をする者から当該要確認特定建築行為等に係る建築物省エネ法第 11 条第 6 項若しくは第 12 条第 7 項の適合判定通知書又はその写しの提出を受ける場合は、この限りでない。

3 完了検査申請等（法の規定に基づく建築物等に関する完了検査の申請及び法第 18 条第 20 項（法第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

（1）建築物に係る完了検査申請等に関する検査（次号に掲げるものを除く。） 1 件につき、別表第 5 の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額

- (2) 特定工程に係る建築物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (3) 建築設備に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） 20,000円
- イ 小荷物専用昇降機 11,000円
- (4) 工作物に係る完了検査申請等に関する検査 1件につき 14,000円

4 建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物（要確認特定建築行為等に係るものに限る。別表第7において同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額）の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

5 中間検査申請等（法の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請及び法第18条第28項の規定による通知をいう。以下同じ。）に関する検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその中間検査申請等をする者から徴収する。

6 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定による全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。ただし、工事期間のみの変更に係る申請にあっては、23,000円の手数料を徴収する。

7 令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査については、1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

8 前各項に定めるもののほか、法（法の規定に基づく本市の条例を含む。）、令又はこの条例の規定に基づく事務で別表第11各号に掲げるものについては、1件につき、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

（手数料の納付の時期）

第7条 前条の規定による手数料は、申請の際、納付しなければならない。

（手数料の減免）

第8条 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築される建築物で法第86条の規定の適用を受けるものに係る第6条第1項から第5項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

- 2 国又は地方公共団体から第5条の3の規定による申請があったときは、同条の規定に基づく事務に係る第6条第8項の規定による手数料を免除する。
- 3 前2項に規定するもののほか、市長は、災害時における応急仮設建築物の建築、被災家屋の建替えその他これらに類する特別の事由があると認めるときは、第6条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第9条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の3第1項、第2項、第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第5項及び第6項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (2) 法第87条第3項において準用するこの条例の第3条の3第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第1号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平13.4.1条例54、平13.5.18施行、告示562の6）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平14.11.13条例72、平15.1.1施行、告示1509）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、別表中第15号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平15.3.19条例31）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定及び第8条第1項の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平16.3.2条例14）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17.3.30条例41）

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平17.10.19条例148）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19.3.16条例56、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平19.6.20施行、告示630）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、別表中第15号の2の次に1号を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.30条例40、別表第1の改正規定（同表備考第2号に係る部分に限る。）、平21.6.4日施行、告示第546）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定、別表第1の改正規定（同表備考第2号に係る部分を除く。）、別表第3から別表第6までの改正規定、別表第6の次に1表を加える改正規定、別表第7の改正規定（第25号の2を削る改正規定に限る。） 平成21年7月1日
- (2) 別表第1の改正規定（同表備考第2号に係る部分に限る。） 市長が定める日

附 則（平22.5.31条例49）

この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び別表第8の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平23.3.17条例27）

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平27.3.16条例68）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第1備考第2号の改正規定及び別表第8第1号の2の改正規定（「第88条第2項」を「第88条第1項若しくは第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平28.3.30条例65）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.5.26条例80）

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平29.3.29条例51）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平30.2.26条例9）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.9.28条例68）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元.6.14条例9）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（令和3. 3.31 条例41）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 5.31 条例51）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4. 9.30 条例65）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5. 3.17 条例43）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 2.27 条例10）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和6. 10.1 条例86）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（令和7. 3.31 条例28）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させなければならない同法第11条第1項に規定する特定建築物に係るこの条例による改正後の大阪市建築基準法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第4項、第8条第1項及び別表第7の規定の適用については、改正後の条例第6条第4項中「建築物省エネ法第10条第1項」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正前の建築物省エネ法（以下「旧建築物省エネ法」という。）第11条第1項」と、「建築物エネルギー消費性能基準」とあるのは「建築物エネルギー消費性能基準（旧建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）」と、「建築物（要確認特定建築行為等に係るものに限る。別表第7において同じ。）」とあるのは「特定建築物（旧建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）」と、「同表の左欄に」とあるのは「大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第28号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えられた別表第7の左欄に」と、改正後の条例第8条第1項中「第5項まで」とあるのは「第3項まで及び第5項並びに令和7年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた同条第4項」と、同表備考第1項中「建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう」とあるのは「令和7年改正条例による改正前の大阪市建築基準法施行条例別表第6備考第1項の規定の例により算定した床面積の合計をいう。この場合において、同項中「建築物省エネ法第11条第1項」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の建築物省エネ法（以下「旧建築物省エネ法」という。）第11条第1項」と、「建築物省エネ法第12条第1項」とあるのは「旧建築物省エネ法第12条第1項」と、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」とあるのは「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条の規定による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」と、同項ただし書中「都市の低炭素化の促進に関する法律」とあるのは「改正法附則第12条の規定による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律」と、「建築物省エネ法」とあるのは「旧建築物省エネ法」とする」とする。

附 則（令和7. 12.15 条例55）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 38,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 50,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 72,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 97,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 130,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 307,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 524,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 814,000 円 |

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る建築物、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物省エネ法第30条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物を除く。以下同じ。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該

計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積

(5) 法第 86 条の 8 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積

別表第 2（第 6 条関係）

| 床面積 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 200 平方メートル以下 | 117,100 円 |
| 200 平方メートルを超える 500 平方メートル以下 | 140,000 円 |
| 500 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 162,800 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 185,700 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 221,900 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 294,700 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 541,300 円 |

備考 この表において、「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、構造計算適合性審査に係る建築物の部分の床面積の 2 分の 1 の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第 3（第 6 条関係）

| 区分 | 手数料の額 |
|-----------------------------------------------------|--------------------|
| 建築設備を設置する場合（確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。） | 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） |
| | 小荷物専用昇降機 |
| 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 | 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。） |
| | 小荷物専用昇降機 |

別表第4（第6条関係）

| 確認申請等に 係る建築物又 は建築物の部 分の種別 | 区分 | 手数料の額 |
|------------------------------------|------------------------------|----------|
| | 床面積の合計 | |
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満 | 20,600円 |
| | 200平方メートル以上 | 22,100円 |
| その他の建築物 又は建築物の部 分 | 300平方メートル未満 | 38,400円 |
| | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 | 66,200円 |
| | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | 119,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 | 180,700円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 | 331,500円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満 | 560,400円 |
| | 50,000平方メートル以上 | 982,600円 |

備考 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。

別表第5（第6条関係）

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 25,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 29,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 36,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 60,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 84,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 229,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 336,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 566,000 円 |

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積

別表第6（第6条関係）

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 22,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 26,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 33,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 57,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 78,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 218,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 315,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 523,000 円 |

備考 この表において、「床面積の合計」の意義は、別表第5備考に定めるところによる。

別表第7（第6条関係）

| 区分 | | 手数料の額 | |
|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|----------|
| 完了検査申請等に係る建築物又は建築物の部分の種別 | | | |
| 非住宅 建築物 又は非 住宅部 分 | 工場等の用途 に供する建築 物又は建築物 の部分 | 300平方メートル未満 | 8,900円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 | 20,100円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 | 29,000円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | 73,600円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 | 110,700円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 | 138,200円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満 | 171,700円 |
| | | 50,000平方メートル以上 | 238,600円 |
| その他の建 築物又は建築物 の部分 | | 300平方メートル未満 | 43,100円 |
| | | 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 | 85,500円 |
| | | 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 | 113,000円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 | 183,600円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 | 239,300円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 | 287,600円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満 | 338,100円 |

| | | | |
|-------------------------|-------------|----------------------------------|----------|
| | | ル未満 | |
| | | 50,000平方メートル以上 | 437,700円 |
| 住宅又 は住宅 部分 | 一戸建ての住 宅 | 200平方メートル未満 | 7,400円 |
| | | 200平方メートル以上 | 8,200円 |
| その他の建 築物又は建 築物の部分 | | 300平方メートル未満 | 14,100円 |
| | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未 満 | 25,300円 |
| | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満 | 45,300円 |
| | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満 | 69,100円 |
| | | 10,000平方メートル以上25,000平方メート ル未満 | 127,100円 |
| | | 25,000平方メートル以上50,000平方メート ル未満 | 214,800円 |
| | | 50,000平方メートル以上 | 377,500円 |

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。
- 2 この表において、「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。
- 3 この表において、「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいう。
- 4 この表において、「住宅」とは、住宅部分を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。
- 5 この表において、「非住宅建築物」とは、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいう。
- 6 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜

場、汚物処理場、ごみ焼却場又は令第 130 条の 2 各号に掲げる処理施設の用途をいう。

別表第 8 (第 6 条関係)

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 20,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 23,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 29,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 50,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 68,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 184,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 279,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 470,000 円 |

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分のうち中間検査を行う部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分のうち中間検査を行う部分の床面積の 2 分の 1 の面積

別表第 9 (第 6 条関係)

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 38,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 50,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 72,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 97,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 130,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 307,000 円 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 524,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 814,000 円 |

備考 この表において「床面積の合計」とは、全体計画の認定に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、全体計画を変更する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第 10 (第 6 条関係)

| 床面積の合計 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|-----------|
| 100 平方メートル以下 | 31,000 円 |
| 100 平方メートルを超える 200 平方メートル以下 | 40,000 円 |
| 200 平方メートルを超える 300 平方メートル以下 | 58,000 円 |
| 300 平方メートルを超える 1,000 平方メートル以下 | 77,000 円 |
| 1,000 平方メートルを超える 2,000 平方メートル以下 | 104,000 円 |
| 2,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル以下 | 245,000 円 |
| 10,000 平方メートルを超える 50,000 平方メートル以下 | 419,000 円 |
| 50,000 平方メートル超 | 651,000 円 |

備考 この表において「床面積の合計」とは、令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定に係る建築物の床面積の合計とする。

別表第 11 (第 6 条関係)

- (1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 2 号（法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000 円
- (1 の 2) 法第 18 条第 38 項第 1 号又は第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 120,000 円
- (1 の 3) 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査 77,000 円
- (1 の 4) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 27,000 円

- (2) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 33,000円
(3) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 33,000円
(4) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 27,000円
(5) 法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 160,000円
(6) 法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 160,000円
(7) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、
第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、
第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書
(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 180,000円
(7の2) 法第49条第1項の規定に基づく本市の条例の規定による許可の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 公開による意見の聴取を必要とする用途の制限に係る許可の申請に対する審査 180,000円
イ アに掲げる許可以外の許可の申請に対する審査 33,000円
(8) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 160,000円
(8の2) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円
(9) 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
(9の2) 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 60,000円
(10) 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円
(11) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
(12) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000円
(13) 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

- (14) 法第 59 条第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査
160,000 円
- (15) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (15の 2) 法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (15 の 3) 法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく本市の条例の規定による許可又は認定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 許可の申請に対する審査 33,000 円
イ 認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16) 法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16の 2) 法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000 円
- (16の 3) 法第 68 条の 4 の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (16の 4) 法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000 円
- (17) 法第 68 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円
- (18) 法第 68 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000 円
- (19) 法第 68 条の 7 第 5 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000 円
- (20) 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査
120,000 円
- (21) 法第 85 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査
160,000 円
- (22) 法第 86 条第 1 項の規定に基づく 1 又は 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 建築物の数（申請区域内に用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物の敷地が

ある場合にあっては、当該 2 以上の建築物のうち、主たる用途に供される建築物に附属するもの（以下「附屬建築物」という。）の数を除く。以下第 25 号までにおいて同じ。）が 1 又は 2 である場合 78,000 円

イ 建築物の数が 3 以上である場合 78,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(23) 法第 86 条第 2 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物（法第 86 条第 1 項に規定する建築等をするものに限る。以下この号並びに第 23 号の 3 ア及びイにおいて同じ。）の数が 1 である場合 78,000 円

イ 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(23 の 2) 法第 86 条第 3 項の規定に基づく 1 又は 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が 1 又は 2 である場合 220,000 円

イ 建築物の数が 3 以上である場合 220,000 円に 2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(23 の 3) 法第 86 条第 4 項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が 1 である場合 220,000 円

イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(24) 法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同項に規定する増築等をいう。以下第 24 号の 3 までにおいて同じ。）の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この号、次号ア及びイ並びに第 24 号の 3 ア及びイにおいて同じ。）の数が 1 である場合又は当該申請に係る建築物が附屬建築物のみである場合 78,000 円

イ 建築物の数が 2 以上である場合 78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(24 の 2) 法第 86 条の 2 第 2 項の規定に基づく新築をする一敷地内認定建築物以外の建築物又は増築等をする一敷地内認定建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例

の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 建築物の数が 1 である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000 円

イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(24の 3) 法第 86 条の 2 第 3 項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物の数が 1 である場合又は当該申請に係る建築物が附属建築物のみである場合 220,000 円

イ 建築物の数が 2 以上である場合 220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

(25) 法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加えた額

(26) 法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000 円

(27) 法第 87 条の 3 第 7 項の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000 円

(28) 令第 131 条の 2 第 2 項の規定に基づく計画道路又は予定道路を前面道路とみなすことができる建築物の認定の申請に対する審査 27,000 円

(29) 令第 131 条の 2 第 3 項の規定に基づく前面道路の境界線又はその反対側の境界線をそれぞれ壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなすことができる建築物の認定の申請に対する審査 27,000 円

(30) 令第 137 条の 12 第 11 項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円

(31) 令第 137 条の 12 第 12 項の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 27,000 円

(32) 第 5 条第 1 項の規定に基づく私道（法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定を受けたものに限る。）の変更又は廃止の承認の申請に対する審査 77,000 円

(33) 第 5 条の 3 の規定に基づく台帳記載事項証明書等の交付 250 円